



日米租税条約議定書の発効

UHY Tax ニュースレター / 2019年9月

2019年8月30日、日米租税条約改正議定書が発効した。この改正議定書の目的は、二重課税の回避のため投資先の国（源泉地国）が課税することができる所得の範囲についての調整と租税回避行為を防止するため税務当局間での情報交換の実施等を可能にする等である。こうした点で、二国間の健全な投資・経済交流の促進、経済の活性化に資するものである。

1. 適用開始時期

2019年11月1日以後に配当、利子が支払われ、又は貸記される額につき適用される。その他の租税に関しては、議定書の効力が生ずる年の翌年の1月1日以降に開始する課税年度より適用する。

仲裁に関する規定は、次のものについて適用されることとなる。

- (1) 2019年8月30日において両国の税務当局が検討を行っている事案
- (2) 2019年8月30日の後に検討が行われる事案

情報交換及び徴収共助に関する規定は、対象となる事案又は租税債権に係る課税年度にかかわらず、2019年8月30日から適用される。

主な改正点につき以下解説する。

2. 配当（第10条）

配当支払い法人の議決権のある株式の配当に関する源泉税は、従来は10%であったが、免税となる。また適用要件として、改正前は50%超の株式保有割合、直接・または間接の12ヵ月以上所有する法人が対象とされたが、50%以上直接又は間接に6ヵ月以上所有する法人となり、範囲が拡大された。

3. 利子（第11条）

従来は、金融機関等の利子につき10%の源泉徴収がなされていたが、改正後は全ての利子に係る租税が源泉地国において免税される。ただし、利益連動型の利子は、10%を限度として源泉地国において課税できる。

4. 譲渡収入（第13条）—不動産化体株式

今回の改正により、米国不動産持分（USRPI）の定義を米国内法のものに統一した。米国法人株式は、原則USRPIとなるが、株式の発行体である法人が「過去5年間」に一度も米国不動産保有法人でなかったことを証明できる場合には、その株式はUSRPIの定義から除外される。

従来は、株式の譲渡人が日本国居住者である場合、5年テストを適用せず、「株式譲渡時点」において株式の発行体が米国不動産保有法人でなければ当該株式はUSRPIとならないと解釈可能な規定が含まれていたが、当該規定を撤廃した。

5. 役員報酬

- (1) 一方の締結国の居住者が、法人の取締役会の構成員として役務を提供しない場合には、その居住者の役職又は地位にかかわらず、この条項はその居住者が取得する報酬について適用しない。
- (2) 法人の取締役会の構成員がその法人における他の役職、例えば被雇用者、コンサルタントなどの職務を兼務している場合、この条項はそうした他の職務を理由に支払われる報酬について適用しない。

6. 教授

従来は、大学等の教育機関で教育又は研究を行うものが取得する報酬につき、所定の範囲で滞在地区における免税が

認められていたが、今回の改正により当該規程が削除された。

7. 二重課税の排除

移転価格税制について、米国原則では制限期間がないのに対し、日本は公正決定期限が6年（通常は3-5年）と異なっている状況をOECD移転価格ガイドラインに従って調査し審議を行うとした。

間接税額控除の対象となる米国子会社の要件を国内法により緩和する条項が、2009年度税制改正により、間接外国税額控除が廃止され、外国子会社配当益金不算入制度が導入されたことから、実質的に調整は行われていたが、それを明記した。

その他.

(1) 保険に係る連邦消費税の免除

外国の保険会社が米国において取得する保険料に対し、4%（生命保険及び再保険について1%）連邦消費税を貸すという国内制度を有しているが、今回の改正により、保険に係る連邦消費税（エクサイズタックス）4%が免除される。

(2) 相互協議（第25条）

課税事案が2年以内に相互協議によって解決することができない場合における仲裁規定の導入がなされた。

(3) 情報交換（第26条）

OECDモデルをもとに改正が行われた。また、税務当局間の納税者情報（銀行口座情報を含む）の交換を含む。

(4) 徴収共助（第27条）

条約濫用事案から滞納租税債権一般に拡大された。我が国の租税については、所得税、法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、消費税、相続税、贈与税が対象となった。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



コンタクト

UHY税理士法人

富田 直也 - パートナー

Email: tomita.tax@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 3F

Tel: +81 3 5410 1393 / Fax: +81 50 3156 3592

Website: <http://www.uhy-tokyo.or.jp/uhy-tax>

